

○越谷市まちの整備に関する審査会条例

平成14年12月18日

条例第52号

改正 平成18年3月31日条例第9号

平成28年3月23日条例第9号

(設置)

第1条 越谷市まちの整備に関する条例（平成14年条例第51号）第64条に規定する諮問に応じ審査するため、市長の附属機関として、越谷市まちの整備に関する審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、委員3人以内で組織する。

2 委員は、法律、都市計画若しくは建築又は環境若しくは公衆衛生について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の2人以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の会議は、原則公開とする。ただし、会長が認めるとき、又は審査会が公開しない旨を議決したときは、この限りでない。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）、市の職員その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(答申)

第7条 審査会は、諮問のあった日から起算して90日以内に答申するよう努めるものとする。

2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(守秘義務)

第8条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第9号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第9号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 市長の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、

この条例の施行前にされた市長の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る市長の不作為に係るものについては、なお従前の例による。